多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和２年４月２日

立　　山　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				立山町小林	無	令和元年度 ～ 令和５年度	小林・新瀬戸農地・水・環境保全会
○				立山町米道	無	令和元年度 ～ 令和５年度	米道農地・水・環境保全会
○				立山町一円	無	令和元年度 ～ 令和５年度	立山町・上市町・舟橋村農村環境向上保全会管理協定運営委員会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	